

海外開發青年

應募案内

JICA
000
234
END
LIBRARY

日本国際協力協会
JICA LIBRARY



国際協力事業団	
受入 月日 '85. 8. 31	000
登録No. 11904	23.4
	EMD

目 次

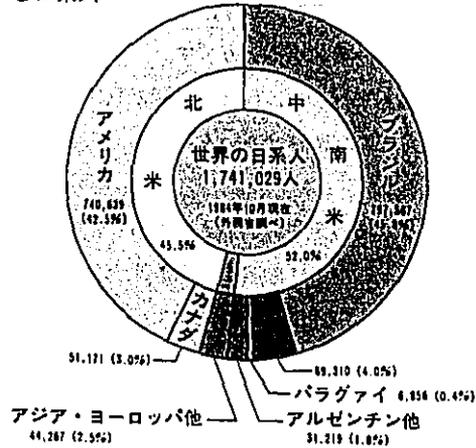
1. はじめに	4
2. 制度のあらまし	6
3. 活動する国、場所	6
4. 渡 航	7
5. 現地の生計	8
6. 支援の経費	9
7. 不時の備え	9
8. 配偶者などの呼寄	10
9. JICAとの約束	11
10. 活動終了後の進路	11
11. 応募の資格と選考	13
12. 60年度の日程	14
13. 青年海外協力隊との相違事例	15
14. おわりに	17

JICA LIBRARY



1023961[4]

世界で活躍する日系人



1. はじめに

- (1) 今、海外諸国には、北米・中南米の国々を中心に約180万人の日系人が住んでいます。

日系人とは、一般になじみの薄い言葉ですが、すでに海外に移住して、そこに根を下した人とその子孫、そして現在も永住の目的で渡航して行く人々（1年に2～3千人位）を一括した総称と理解して下さい。

この人々は、日本とは異なる風土と社会の中で、営々と新生活づくりに励んだ結果、自分の生活水準を著しく上げたばかりでなく、周辺地域社会の開発、発展という大きな波及効果をもたらし、今もそれを拡げつつあります。

このような日系人の活躍ぶりは、当然その国の政府や市民の間でも広く知られており、周囲から親しまれ信頼されている日系市民の存在は、それぞれの国における対日イメージの形成に少なからぬ役割を果たしています。

このような人々が構成している日系社会が、今後一層の充実、発展に向けて努力を重ねることは、その居住国と日本の双方にとって望ましいことであり、日本側としても、できる範囲内で、これを側面から支援すべきでしょう。

- (2) 一方、経済、文化、その他の面で着実に国際化が進んでいる日本では、個人ベースでも外国旅行、留学、一時滞在などを通じて海外事情を実感に見聞する人の数は、増加する一方です。

この動向と平行して、単なる見聞の収集にあきたらず、自分の生活の基盤を日本からその国に移せないものかと、心の奥で望んでいる人も確かに増えてきました。

このような海外定住志向の人にとって、中南米の国々は、最も願望実現の機会に富み、日本とは非常に異なる風土と社会を舞台として、自己の生活を伸ばして行ける可能性豊かな地域です。

なぜならば、中南米諸国はコロンブスの新大陸発見以後に成立した“若々しい国”で、その陽気な国民性と融合した日系人が、今もなお多様な可能性

に向けて、様々な活動を展開しているところだからです。

- (3) しかし、そうはいっても中南米諸国は、地球儀の上で反対の位置にあり、いかに日本人の海外旅行が盛んになっても、日本ではあまり知られていない地域です。

日系人を含む現地社会の実情や、そこに根を下すノウハウの入手は、日本国内では簡単ではありません。

そこで、ここに紹介する事業が、(1)の中南米日系社会の、より良き将来に向けての動きと、(2)の日本国内の底流にある海外定住志向を結ぶかけ橋として構想されたものです。

日本の高名な学識経験者から、このようなかけ橋を設ける意義と必要性が提起されたことを受けて、開発途上国への技術協力や、日本人の海外移住の援助に当たっている政府関係機関の国際協力事業団（Japan International Cooperation Agency。以下JICAと略称する）が、この事業の制度化を図り、その実施に当るものです。

昭和60年度が、この事業開始の初年度にあたり、今回の募集、選考を経て中南米に渡った方は、海外開発青年の第一期生になります。

この事業には、長い伝統を持つ日本の海外移住の歴史にみられなかった、全く新しい措置が色々と盛り込まれているので、以下に記す中味を熟読され、制度全体についての理解を深めて頂きたいと存じます。



2. この制度のあらまし

はじめに述べたところの要約になりますが、中南米の日系社会では今、現代日本の技術とセンスを身につけた優秀な日本青年の参加を求めており、その現地活動によって、日系社会の一層の充実、発展を促進させようと望んでいます。

一方日本国内では、中南米の国々を舞台として、自己の新しい生活を築けないものかと、強い関心を持っている人々が多数います。

この二つの求めを結び合わせ、その実現の方法を定めたものが、この制度です。

簡単にいえば、この制度は、水準の高い技術と、南米定着に強い関心を持つ青年が、現地に赴いて一定期間（以下、活動期間という）、次のような活動に従事していただくためのものです。

- (1) 現地社会の実情にふれて関係知識の吸収につとめ、その結果、中南米に定住しようと決断できたら、現地で定着の準備を進める。
- (2) そのかわり、自己の技術を発揮して、日系社会とその関連分野の充実に役立たせる。

そして、この活動期間中は、JICAが特別の支援措置を講ずるというものです。

活動期間は3年間、60年度の募集定員は30名、61年2月上旬日本出発の予定です。

3. 活動する国、場所

海外開発青年が活動する国は、中南米の日系社会が形成されている国々です。

60年度の送先は、ブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボリビア等が予定されています。

これらの国で、日系社会の生活向上と係わりが深く、それを推進しているような役割を果たしている公的機関または民間団体（以下、受入機関という）に籍を置き、日常活動にあたります。

今、海外開発青年の受入を希望している受入機関名を例示したものが別表です。

海外開発青年は、この受入機関と現地労働法に基づく就業契約を結ぶこととなります。

ある人が、どの国のどの受入機関で活動するかは、ご本人の持っている技能、希望、適性などが総合的に考慮されて決められます。

というのは、その持つ技能を必要としている場所と、そうでない場所、都市型と地方型、現場向きと内勤向きなどの個人の適性の違い、その他の事情に左右されるからです。



4. 渡 航

受入国への入国は、一時滞在査証によりますが、活動期間の途中で査証期限が切れる場合は、受入機関が期限更新の手続をとることになります。

ただし、受入国や本人の職種によって、最初から永住査証をとれる場合は、永住査証をとって渡航することになります。

5. 現地の生計

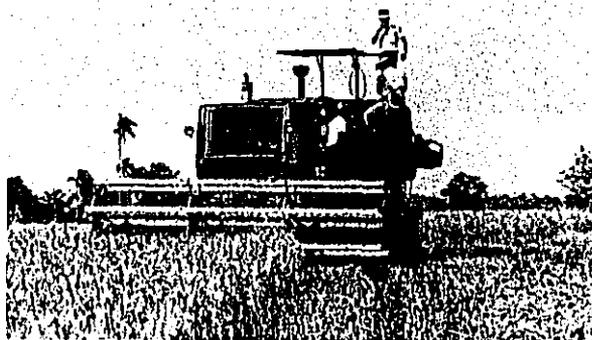
活動期間中は、現地生活費がJICAから支給されます。

その月額、それぞれの国に生活事情や物価の違いがあるので、受入国別に240米ドル～325米ドルの差があります。（ブラジルだけは、北部と南部の二地域に分けられる）

また、住居は受入機関からの提供を原則としますが、この無料提供が得られない場合、国別に50米ドル～160米ドルの範囲内で、別に住居の賃貸実費が補てんされます。

ただし、受入機関が民間の営利企業などで、その企業が給与を支払う場合は、上記の定額から、この給与額を差引いた額が、JICAから本人に直接支払われることとなります。

なお、各国の関係法規や、為替の変動状況などの拘束を受けて現地生活費などの支給方法も国別に異なります。



6. 支援の経費

このように現地での生計をカバーするほかに、JICA は、次のような経費面の支援を行ないます。

- (1) 日本から中南米の受入国へ行く旅費と、活動終了後日本に帰る人には、その帰国旅費を支給します。
- (2) 活動期間中は、別に日本国内で、“自立創業資金積立金”を積立てておきます。

これは、活動期間が終わった後、現地に定着する人には以後の創業資金の一部に、日本で生活する人には、その後の事業、生活資金などに使っていただくためのものです。

7. 不時の備え

現地で活動している間に、病気になったり、日本の親族に変事が起きた場合は、どういった措置がとられるのでしょうか。

まずご本人は、傷病などに備えて、第一義的には受入国の公的社会保障制度に加入することになります。

この場合の社会保険料は、ある割合いで受入機関とご本人がそれぞれ負担すべきことは、日本と同じです。

しかし、受入国によっては随分制度の中味やその実効に差がありますので、これを補完するため、別に日本の“海外旅行傷害保険”が、JICA負担でかけられます。

これは、死亡の場合には最高3,500万円までの保険金が支払われるほか、一定限度額までの怪我や病気の治療費、第三者に損害を与えた場合の賠償費などがカバーされるものです。

また、現地滞在中に、ご本人の親や妻子が死亡したり、その生命が危ぶまれ

るような状態に陥ったときは、一時帰国が認められます。

この際の往復旅費は、自己負担が条件となりますが、現地を留守にする期間が15日以内であれば、その間は現地生活費と住居費は継続支給されます。

なお、これはお目出度ですが、本人が日本で結婚する場合も、上と同じ条件で、一時帰国できます。

8. 配偶者などの呼寄

ご本人が未知の国での生活と勤労に慣れ、海外開拓青年としての活動を軌道に乗せるには、通常一年は必要であり、この間は単身で行動した方がずっと効率的です。

また、本人が先に現地事情に慣れ、呼寄の準備を整えてから呼んだ方が、ご家族にとっても、家庭の現地定着が円滑に進むというものです。

したがって、最初に現地に赴く時は、単身で渡航することをおすすめします。

呼寄せる場合は、次のような条件がありますから、これを守って下さい。

- (1) 事前に受入機関とJICAの諒解をとること。
- (2) 配偶者などの現地生活と往復旅行に係ることは、一切ご本人の責任と費用負担においてなされるべきこと。

家族と一緒に現地に住むことは、個人の出費を余儀なくされ、日本では経験しない苦楽を伴うものです。

しかし、現地定着の可能性を突地に追求するという点からは、自分のみならず配偶者も同じ状況の中にあって体験を共にすることは、少なからぬ意義があるといえましょう。

9. JICAとの約束

さきに“現地の生計”などの項で記した通り、JICAはご本人に現地生活費、往復旅費などを支給しますが、これに対しご本人は、受入機関で誠実に勤務し、自分の持つ技術を受入機関のために役立たせなければならない義務を負います。

受入機関は、いずれも日系社会やその周辺地域の発展に関係の深い団体ですから、そこへの労務、技術の提供は、当然日系社会の生活の向上などに、はね返って行きます。

また、この活動期間中は、別に定めるところにより、JICAに近況連絡などの報告を行ない、必要の都度JICAからの指導、調整を受けます。

JICAは、ご本人の就労、技術の行使、発揮が円滑、有効に進められるよう、受入機関と連絡をとりながら、配慮します。

そのかわり、ご本人の現地生活への適応、将来計画の作成、定着準備への移行などそれぞれの局面で、個人的な相談に応じたり、必要情報を提供したりして、その行動を支援いたします。

なお、途中で心身に重大な異常が発生して、この活動の継続に堪えられなくなった時、重大な約束違反を犯したり不祥事を引き起こした時は、残念ながら海外開発青年たる資格を失ない、JICAからの給付も打切られることになります。このような不幸な事態の発生が絶無であるよう、切望いたします。

10. 活動終了後の進路

海外開発青年として3年間の活動を終った後の進路については、各自の自主判断に任せられます。

いくつかのケースを想定してみると、まず活動期間中に現地定着の肚が固まり、早くもその準備に着手していた人は、そのまま現地に残って自己の新生活の建設に専念することになるでしょう。

また、一たん日本に帰国し、身辺整理を済ませ、本格的な準備を整えてから、移住する人もいます。

さらに、一身上の都合で、中南米の国での定着をあきらめ、その後の生活を日本国内で送る場合も考えられます。

帰国後、準備を整えての移住、または帰国せずそのまま現地定着のどちらでも、その後は一般移住者としてJICAによる移住者援護業務（融資を含む）の対象になります。

一方、日本国内での生活に復帰する場合、帰国後の行動はご本人個人の責任において進めることになっており、JICAは日本国内での就職のあっせんその他の援護は行ない得ない点、あらかじめご諒承願います。

3年経過後は、海外開発青年会員のために積立てられていた“自立創業資金積立金”の引出しが可能となります。各自が、以上に述べたどの進路をとるにせよ、この資金をその名にふさわしく、以後の生活建設に有効に役立てて下さい。



11: 応募の資格と選考

今までのところで、ざっとこの制度の輪隔をご紹介しましたが、以上を理解した上で、海外開発青年に応募する際に心得ておいて頂きたいことを、二、三列挙します。

なお、応募に必要な知識の要約は、申込書用紙と一対になっている“募集要領”に記載されています。

(1) 資 格

年齢20才以上35才以下で短大、高専卒業以上の学力ある人、そして必要条件として、

- イ. 日系社会等の向上に必要な技術、技能を身につけていること。
 - ロ. 将来、移住する希望を抱いており、その適性に富んでいること。
- の二点が求められます。

(2) 選 考

応募された方々に対して行なわれるその後2回にわたる選考では、一般的な学力、社会人としての常識の程度が問われることに加えて、最後は上の二点を中心として合格候補者が絞られて行きます。

第一次選考は、語学を含む常識程度の筆記テストの結果と、申込書(技術、職種の申告を含む)などの書類をもって行なわれます。

第二次選考は、第一次を通過した人を対象として募集要領に明記されている項目について行なわれますが、このうち専門試験とは、技術、技能面のテストを指します。

(3) 応募職種について

いかなる職種の技術、技能が応募に必要なかという点ですが、それは端的に言えば、受入機関が現に希望している受入職種で、受入機関名と共に別表に

例示されている職種です。

もともと、この表では農業系の職種が多くを占めていますが、今後も変更や追加があるので、これが全てではありません。

また、この表に乗らなくても、日系社会の技術水準を高めるに非常に役立つと目される技術を持ち、かつ、ご本人が海外開発青年としてすぐれた適性を持つと認められる場合は、別に考慮されます。

12. 60年度の日程

応募した後、どのような手順と日程で事が進んで行くのか、その概略は次の通りです。

- (1) 募集期間 60年6月1日～7月15日
申込書類は別掲の近くの国内支部宛に提出して下さい。(郵送でも良い)
- (2) 選考試験 第一次 7月21日(日)
別掲の最寄支部所在地で実施。
交通費自己負担
第二次 8月4日～10日(土)のうち1日
東京で実施。試験場までの往復交通費など支給
- (3) 試験合格者決定 8月16日(金)
- (4) 渡航前研修 10月上旬～12月下旬
主に横浜の海外移住センターで実施。
横浜までの往復旅費支給。研修経費(食費を含む)

は J I C A 負担。

(5) 現地向日本出発 昭和 6 1 年 2 月上旬

(6) そ の 他

- イ. (4)の期間中に、受入国への入国査証を取る予定です。
- ロ. (4)と(5)の 1 カ月余の間は、帰郷してそれぞれ渡航準備にあたります。
- ハ. 日本出発の一週間ほど前から、渡航のため、海外移住センターに集結して頂きます。
- ニ. 本制度の趣旨に照らし、渡航時まで現勤務先は退職してこの活動に参加するのが順当といえるでしょう。たゞし、(4)に参加するまでは、現在の勤務先は退職しないで下さい。

13. 青年海外協力隊との相違事例

J I C A では、別に世界の発展途上にある国々に対して、日本の優秀な技術を持った青年海外協力隊員を派遣し、現地住民などに対する技術指導を通じて、各国の国づくりに協力しています。

この事業は開始以来すでに 2 0 年が過ぎ、隊員活動を終つてすでに帰国した O B 隊員は延べ 4,279 名、現在、この活動に従事している隊員数は 1,298 名という実績を示しています。(6 0 年 4 月現在)

これに対して、海外開発青年事業は、今年からはじまる新しい事業で、青年海外協力隊事業と似ているところもありますが、異なる点も沢山あります。

応募される方が、万一両者を混同することのないよう、念のため二つの事業の相違点を次表で例示してみます。

青年海外協力隊との比較

	海外開発青年	青年海外協力隊
目的	現地生活体験，技術提供	技術指導
中南米受入国	日系社会が形成されている 国で受入希望のある国 ブラジル アルゼンティン パラグアイ ボリヴィア ドミニカ ペルー コロンビア等	協定締結国（中南米） コスタリカ ホンジュラス ペルー パラグアイ ボリヴィア コロンビア
基本契約	受入機関と青年間の就業契約	政府間協定
定員	年間30名	年間800名（中南米以外の各国を含む）
活動期間	3年，延長不可	2年，延長可
青年の職種	受入機関より要請を受けた職種	相手国より要請を受けた職種
配偶者呼寄	可	不可
青年の旅券・査証	一般	公用
募集期間	年1回 60. 6. 1~7. 15	年2回 60. 4. 15~ 5. 31 60. 10. 15~11. 30

14. お わ り に

この制度のご紹介を終るにあたり、海外開発青年に応募しようとする方に、個人として基本的に考えて頂きたいことがあります。

- (1) 日本できちんと生活し、一人前の社会人であってこそ、外国での諸活動をきちんと遂行できるものです。

しかし、一人前の社会人とは、大企業などに籍を置き、いわば一生の生活の安定が保証されている人に限られるものではありません。

組織活動が巾を利かせる日本社会の中にあつて、組織との関係が薄くても立派に活動している人が、各方面に多数みられます。

JICAは、応募された方が、日本社会においてどのような状況の中で生活しようとして、ここに紹介した海外開発青年の趣旨貫徹にふさわしいとおもわれる方のみ、この制度に乗って頂きたいと考えております。

- (2) ラテンアメリカの国々は、ブラジルだけがポルトガル語、それ以外の国は全部スペイン語を国語としています。

当然、日本民族とはその気質、価値観、社会生活のルールが違います。

従つて、日本での生活ぶりが、水か空気のように当り前に感じている人は、現地渡航後暫くの間は、様々な不便や当惑を覚えてもおかしくはありません。

要は、生活適応力の問題で異質の環境、価値感をも自分のものにしてしまふ、柔軟な感覚、栄養を身につけているかどうかが大事です。

それに途中で必らず直面する現地適応上の困難を克服する、粘りも欠かせません。

海外開発青年には、いわば“外柔内剛”の資質が求められます。

- (3) この制度には、日本の国費が使われます。

活動期間中の3年間、最初に述べたような趣旨が貫徹できれば、平和国家

の道を追求する日本にとっても有意義な成果が現われるだろうとの期待をこめでの措置です。

一方、応募される方の個人的立場に立って考えてみれば、3年間で中南米の国で興味深い生活を送れる、それから先はなんとかなるさという考えでは、その人の一生にとって必ずしもよいとはおもわれません。

この制度で3年過ごしても、その後日本社会に中途から復帰するのは容易ではないでしょうし、むしろ、現地社会で実際に確かめた、現地定着の方向が、個人の創意工夫や努力が生かされ易いと思われるかも知れません。

要は、自分の生涯計画の中で、どこを生活の舞台として選択するか、そしてこういう選択は人生で何回もない、という厳しい目で自分を見据えて頂きたいのです。

最後に、海外開発青年たることを志し、しかし条件が合わず今年の選に洩れるかも知れない方へ。

JICAは、群馬県赤城山の南面山腹で海外移住研修所という施設を運営しています。

いまだ中南米諸国では農牧業が基本なので、ここでは農業関係の職種で南米に移住しようとする人を1年の期間で養成しています。

日本で農業経験がなくても、ここで1年間の養成期間を経れば、農業移住者として、南米に生活の本拠を移すことが可能です。

また、この研修所を通らなくても、ある条件によっては、すぐ中南米諸国や、カナダ、オーストラリアなどの国へ移住する道がひらかれています。

その具体的な条件は、最寄りの国内支部にお問合わせ下さい。

ただし、これらの方法で移住する場合は、海外開発青年に与えられるような、JICAからの給付はありません。

要するに、海外開発青年制度を利用することが、海外定住の方策の全てではありません。

ほかにも色々な道がありますから、この3年間の損得にとらわれず、あなた

移住に 関係の 深い

	名 称	所 在 地	手 紙	TEL(電話・テレックス)
ブラジル ベレン	Anexo do Consulado Geral do Japao	Rua 15 de Novembro No.226 Apto. 701/5 Ed. Chamié, Belém, Estado do Pará, Brasil	Caixa Postal No.421 Belém, Pará, Brasil CEP: 66000	(091)222-0056, 222-0118, 222-0244 JICABL BELEM CALL: 38911508 AAB: 911508 JAMI BR
リオデジャネイロ	"	Rua Barão do Flamengo, No.22, Apto. 602 Flamengo, Rio de Janeiro, Estado de Rio de Janeiro, Brasil	同 左 CEP: 22220	(021)205-1194, 205-1096 JICABRAS RIO DE JANEIRO CALL: 382122469 AAB: 2122469 JAMI BR
サンパウロ	"	Rua São Joaquim, 381 6º andar Liberdade, São Paulo, Brasil	同 左 CEP: 01508	(011)279-6577 JICASANPAUL SAOPAULO CALL: 381123371 AAB: 1123371 JEAJ BR
レシフェ	"	Av. Dantas Barreto. 191 Edficio Santo Antônio, S/222 Recife, Pernambuco, Brasil	Caixa Postal, 1627 Recife, Pernambuco Brasil CEP: 50000	
ポルトアレグレ	Escritório do Anexo do Consulado Geral do Japão	Av. Carlos Gomes, Nº1,155 Sala 502 Pôrto Alegre, Rio Grande do Sul, Brasil	左記住所または私書箱 (Caixa Postal Nº2698, Pôrto Alegre-RS. Brasil.)宛 CEP: 90000	(0512)31-9233 JICAPA PORTOALEGRE BRASIL
ドミニカ サントドミンゴ	Agencia de Cooperación Internacio- nal del Japón	Calle Lea de Castro No.252, Santo Domingo, República Dominicana	Apartado No.1163, Santo Domingo, República Dominicana	689-7677 JICA SANTO DOMINGO

J I C A 現 地 支 部

	名 称	所 在 地	手 紙	TEL(電話・テレックス)
パラグアイ アスンシオン	Agencia de Cooperación Internacional del Japón	Oliva 845/55 Edificio "OLIVA" 1º Piso al 3º Piso	Casilla de Correo Nº: 1121 Asunción, Paraguay	Nº:(021)9-7516 al 9-7519 JICA ASUNCION CALL: 305348 AAB: 348 PY JICA
アルゼンティン ブエノスアイレス	Agencia de Cooperación Internacional del Japón	Dr. Ricardo Rojas 401, 8º-Piso 1001-Buenos Aires, Argentina 1001	同 左	311-05414, 312-8926, 312-8344 JICABA BUENOSAIRE CALL: 339233 AAB: 9233 JICA AR
ボリビア サンタクルス	Agencia de Cooperación Internacional del Japón en Bolivia	Avenida Velarde No.10, Santa Cruz, Bolivia	Casilla de Correo No.555, Santa Cruz, Bolivia	(033)2-2245(総務課) (033)2-5339(業務課) (033)2-4163(業務課) JICA SANTACRUZ BOLIVIA
チリ サンティアゴ	JICA Oficina en Chile	PROVIDENCIA 2653, Edificio FORUM 808, SANTIAGO, CHILE	CASILLA 16137, CORREO 9, SANTIAGO, CHILE	4-1332 JICACT SANTIAGO CALL: 3645153 AAB: 645153 JICA CT
ペルー リマ	Oficina Representativa en el Perú-JICA	Av. Salaverry 3150-San Isidro, Lima-Peru-Aptdo. 5942 Lima 17	Av. Salaverry 3150-San Isidro, Lima-Peru	61-4684 62-8236 JICALIMA PERU CALL: 3621295 AAB: 21295PE JICALIMA
コロンビア ボゴタ	JICA Bogotá Office	Carrera 11 No.86-60, Oficina 501, Bogotá, D.E., Colombia	Apartado Aereo No.90861, Bogotá, Colombia	

移住先国の選択

- (注) 1. 今後国によって移住のケース・条件及び資格など変わることもあります。
2. 詳細は最寄りの支部に照会・ご相談下さい。

移住のできる国	コース	資格・条件など
ブラジル アルゼンティン パラグアイ ボリビア	1. 日系農場で働く青年で	①農場で働く青年は若干の農業経験を有する18才以上30才までの男子(但しブラジルは、原則として高校卒業以上で2年以上の経験が必要で)。 ②農業経験の乏しい青年は当事業団海外移住研修所の1年間の研修を終了し、渡航するまでの間国内において農業の実地研修を続けられ、職業選考上の資格を取得することができます。 ア. 農業青年は現地日系農場で2年～4年間働き、その後借地農・分益農などの経験を経て農場経営者として独立します(ブラジルではこしょう、蔬菜、果樹、養鶏、花卉、雑作など、アルゼンティンでは花卉、蔬菜・果樹、パラグアイ・ボリビアでは雑作、蔬菜、養鶏などが一般的です)。
	2. 農業経営者のコース	①農業経営者として移住する場合は資金、経験および家族労働を有することが必要です。
	1. 企業に技術(能)者として働きまたは将来独立経営のコース 2. 企業経営のコース	①ブラジル政府が認める職種の技術(能)者で工高、工大卒3年以上、その他の場合は5年以上の実務経験のある男子でおおむねは40才までが有利です。 ②企業経営者として移住する場合は資本、機材、技術等が必要で。
カナダ	1. 技術(能)移住	①カナダ政府が労働市場に需要があると認める職種について技術や能力のある優秀な者。
	2. 自営(企業)移住	①企業一人以外に最低1名のカナダ人または永住者を雇用する機会を創出し、その事業に積極的に参画し、カナダ経済に著しく寄与すること。 自営一みずからの雇用を創出する事業を始める能力があり、カナダ経済もしくは文化・芸術面に貢献すること。
	3. 退職者移住	(i)カナダで就職する意図のない55才以上の者。個人的な適応性や経済的な裏付けが必要で。
オーストラリア	1. 技術(能)移住	①オーストラリア政府が労働市場に需要があると認める職種で専門コースの学科を修め実務経験豊かな者。
	2. 自営(企業)移住	①オーストラリアで雇用の機会を創出し、その職業に積極的に参画する。みずからの技術(技能)を活用し、新しい企業を導入するかあるいは既存の企業を改善すること。輸出の拡大を計るなどオーストラリア経済に著しく貢献すること。
	3. 退職者移住	(i)オーストラリアで就職する意図のない65才以上の者。個人的な適応性や経済的な裏付けが必要で。
上記6ヶ国とアメリカなど	近親呼寄のケース	永住権または市民権を持つ呼寄人の配偶者、父母ならびに未成年の子を原則としますが、国によって年齢基準が異なります。

国際協力事業団国内機関一覧表

機 関	〒	所 在 地	電 話
移住事業部 国内事業課	160	東京都新宿区西新宿2-1 私書箱216号(新宿三井ビル内)	03-346-5349
(国内支部) 北海道支部	060	札幌市中央区北四条西5-1-3 (北門館ビル内)	011-221-6661
東北支部	980	仙台市一番町一丁目3番1号 (日本生命仙台ビル8F)	0222-23-5151
関東支部	160	東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ッ谷ビル内)	03-359-8281
中部支部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)	052-221-7103
関西支部	530	大阪市北区堂島二丁目2番2号 (近鉄堂島ビル8F)	06-345-3621~4
中国支部	730	広島市中区中町7番32号 (日本生命広島ビル8F)	082-247-2851
四国支部	760	高松市番町5-1-24 (観光ビル内)	0878-33-0901
九州支部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092-451-3380
熊本出張所	860	熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	096-322-1315
沖縄支部	900	那覇市西3-10-102	0988-68-0136
(付属機関) 海外移住 センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045-751-1121~5
海外移住 研修所	371 -02	群馬県勢多郡宮城村大字柏倉字 溝ノ口4114	0272-83-3225

JICA

啓発資料1094
昭和60年5月

